決裁遅延

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 淀川警察署 | 漏電調査委託に係る契約について、契約手続の決裁と同時に行う経費支出伺書（支出負担行為）の決裁が、業務開始後に行われていた。  契約名称：十三東交番漏電調査委託に係る契約  １　契約期間：令和４年５月31日  ２　経費支出伺書の起案日：令和４年５月31日  ３　経費支出伺書の決裁日：令和４年６月２日  ４　支出負担行為額：13,200円 | 【大阪府財務規則の運用】  第39条関係  ２　システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。  (2)　経費支出伺書を作成する時期  ア　競争入札の方法により契約を締結するもの  契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき  イ　ア以外のもの  経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。  【大阪府財務規則】  （支出負担行為）  第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。  ２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。  検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【大阪府財務規則】  （支出負担行為）  第39条　知事又は第３条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。  ２　前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の２）を作成の上、これを行わなければならない｡ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。  【大阪府財務規則の運用】  第39条関係  ２　システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。  (2)　経費支出伺書を作成する時期  ア　競争入札及び規則第61条の３に規定する方法により契約を締結するもの  契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき  イ　ア以外のもの  経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。 |
| 措置の内容 | | |
| 検出事項が発生した原因については、契約手続を行う際に、文書での決裁と併せて、行政文書管理システムによる決裁処理すべきところを失念したことによるものである。  今後は、同種事案を再び発生させないよう、担当者だけでなく、幹部のチェック体制を強化し、再発防止を図る。 | | |

　　監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和６年２月９日）